

令和7年度 近畿地区土地政策推進連携協議会 通常総会を行いました

【日 時】 令和7年5月12日(月) 13:30～

【場 所】 大手前合同庁舎1階共用会議室（オンライン併用）

【出席者】 構成員 67名

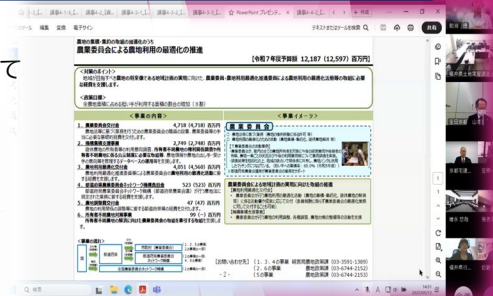
（大阪法務局、近畿財務局、近畿農政局、各府県、政令市、日本行政書士連合会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、近畿弁護士会連合会、近畿不動産鑑定士協会連合会、補償コンサルタント協会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本国土調査測量協会等）

【市町村(傍聴)】 15名



【近畿財務局】 相続土地国庫帰属制度の引受状況について

【大阪法務局】
住所変更登記の申請義務化等について



【近畿農政局】所有者不明土地対策事業について

このほか 補償コン協会からも情報提供ありました。
随時、情報提供を募集しています。

議事概要① 令和6年度の活動を報告

- ①土地政策、用地事務に関する講演会、講習会を計6回にわたり開催。
- ②交渉力基礎講座を2回開催し、のべ56名が参加。
- ③土地政策の推進のため、各府県との意見交換を実施。
- ④所有者不明土地対策計画や補助金の活用について働きかけをするべく、近畿地整管内の43市町村を訪問。
- ⑤講師派遣依頼に応じて講師の派遣を実施。

「土地政策推進連携協議会」とは・・・？

土地に関する課題解決や良好な地域づくりに資するテーマを広く取り扱い、地方公共団体等の支援を行うことを目的としています。

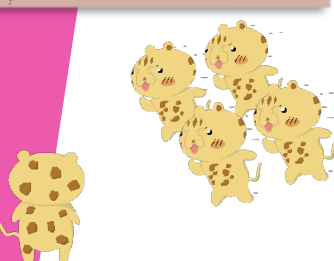
私たち事務局です



1. 開催日時 令和7年6月27日(金) 13:30～15:15
 2. 内 容
 ・土地政策制度について 近畿地区土地政策推進連携協議会事務局
 ・土地政策ってなんですか？
 ～土地政策の成り立ち、所有者不明土地の仕組み～
 ・こんなことにはなりません ～所有者不明土地活用促進事業開始～
 ③「国土の管理機構」について 国土交通省国土政策局
 ～市町村の国土管理 ～中山間地域をとおすの市町村の方へ～
 ④補償金からの情報提供 ～こんなこともやってます～
 (一社)日本補償コンサルタント協会

土地政策ってなんですか？

所有権不明ってどういうこと？
 法律で決められているの？
 市町村の業務と関係あるの？
 人手不足に悩んでいるんです
 どうしたらいいかわかりません(涙)



土地政策制度説明会@WEBを行いました

【日 時】 令和7年6月27日(金) 13:30～ 【場 所】 teamsウェビナー

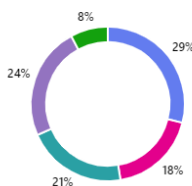
【出席者】 構成員および準構成員 147名
(各府県、政令市、市町村、協力団体)近畿地区
土地政策推進連携
協議会(事務局)

アンケート結果(速報・抜粋)

当日にFormsで回答いただいた結果を公表。回答いただいた皆様、ありがとうございました！

5. 土地政策制度についておたずねします。補助金の利用などに興味を持っていただけましたか？

- 制度について、もう少し詳しく聞きたい 11
- 補助金を利用できるのが、個別に話を聞きたい 7
- 電話やメールで気軽に質問したい 8
- とくに興味は持たなかった 9
- その他(下記10.に具体内容を記載してください) 3

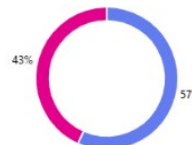


詳細情報

Formsは完全匿名型アンケートでしたので、興味を持っていただけた市町村ご担当の皆様は是非、事務局へお声がけください！

7. 現在、携わっている所掌(事業)において、所有者不明土地はありますか？

- ある 17
- ない 13



詳細情報

半数以上が「ある」と回答。あなたの周りにも、意外と身近に存在しているかもしれません？

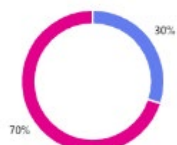
アンケートQRコード→

アンケートは、まだまだ受け付けていますので、FormsでもExcelでも、どちらでもお送りください。

12. 令和2年度(令和6年10月改定)から「権利者探索の手引き」が公表されていることはご存じですか？【参考】国土交通省HP
https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan_kensetsugyo/content/001618310.pdf

詳細情報

- 知っている 9
- 知らない 21



驚くほど認知度が低いのですが、これを機に是非ご覧下さい。いろんなケースの所有者探索方法が掲載されています。もちろんメールや電話で質問や相談いただいてもOK。今年度も既にいくつか案件がありますので、どうぞお気軽に。

「土地政策通信」こぼれバナシ★

土地政策をより身近に感じていただくため、不定期発行予定です。次号は秋頃を目指しています。

今年度の市町村働きかけ、はじまっています

令和4年の法改正以降、近畿211市町村(1年30箇所程度)を訪問しています。
(これまでで約110市町村訪問済み)
今年度も5月から個別訪問を開始しました。

- ◆府県(協議会構成員)の皆さんと共に各市町を訪問しています
- ◆関係諸制度(補助金等)の説明、市町村の現状についての意見交換もしています

